

加賀市統合新病院建設事業者選考委員会設置要綱

平成24年9月27日

(設 置)

第1条 加賀市統合新病院建設事業に係る事業者を厳正かつ公平に選考するため、加賀市統合新病院建設事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、事業者を選定し、その結果を市長に上申するものとする。

2 選考委員会は、前項の規定による選定にあたっては、次に掲げる事項を検討しなければならない。

- (1) 事業者の募集及び審査に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(構 成)

第3条 選考委員会は、市長が委嘱又は任命する委員9人で組織する。

2 委員の任期は、市が最優秀者の選定結果を公表する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 選考委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括し、主宰する。
- 4 委員長に事故等があるとき、又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。ただし、最初にかれる選考委員会は市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、審議を行う場合は、選考委員会に関係職員を参加させることができる。
- 5 会議は原則、公開で行うものとする。

(審査員の責務)

第6条 選考委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 選考委員は、直接間接を問わず、当該事業に関する提案書の作成等に関与してはならな

い。

- 3 選考委員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、市又は選考委員会が公表した情報については、この限りではない。

(庶 務)

第7条 選考委員会の庶務は、医療提供体制推進室において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。